

保護者各位

新型コロナウイルス感染症対策について（N027）

5月8日より、新型コロナウイルスは、感染症分類で2類から5類感染症へ変更となりました。対策緩和されることでこれから夏にかけて第9波が起こることも懸念されています。引き続き基本的な感染予防を続けていきましょう。

保育所としての方針として

緩和されるもの	継続するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者送迎時のマスク着用は必要ありません。 ・子ども達の日常のマスク着用は保護者の方の判断になります。 ・通園バスの乗車時のマスク着用はいりません ・県外へ行った際の抗原検査結果も必要ありません。 ・行事へ参加する時のマスクの着用は保護者の判断となりますが、状況によってはお願いすることもあります。 ・健康観察表 提出の必要はありません。 5月12日以降は提出の必要はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・咳がある時のマスクの着用 ・白、赤、桃、桜組のマスクの常備 (バッグに2~3枚) ・手の消毒 ・検温 ・家族が発症した場合のお子さんの対応について 濃厚接触者としての特定は行われませんが、家族で発症した場合は、保育所をお休みしていただき、お家の方で健康状態を見ていただきます。 ・発熱や風邪症状、体調不良等の場合は、早目の受診をお願いします。

*新型コロナウイルス陽性になった方の欠席について

発症日の翌日から5日間は登園はできません。また、症状が無くなってから24時間経過してから登園させて下さい。発症してから10日を経過するまでは、可能であればマスクの着用をお願いします。

感染症分類が変更になり対策も緩和されてきています。今まで御協力していただきましてありがとうございました。新型コロナウイルスが消滅したわけではありませんので、状況次第ではまた色々なお願いをしなければならなくなることもあるかと思っております。今後もお家の方と協力をしながら子ども達が元気に過ごせるようにつとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

わからない点がありましたら、いつでもお問い合わせください。

下鍋倉保育所
24-0247